

那 霸 市 公 報

第 1 4 0 1 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

市道路線の認定・廃止及び変更について（都市施設管理センター）	621
市道路線の区域決定・区域変更及び供用開始について （都市施設管理センター）	625
電線共同溝整備道路の指定について（都市施設管理センター）	629
平成 1 6 年（2 0 0 4 年）1 2 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）	631

公 告

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理審議会委員選挙の候補者について （小禄南区画整理事務所）	631
那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理審議会委員選挙が無投票になった ことについて（小禄南区画整理事務所）	632
住民票の職権消除の公示について（市民課）	632
那覇広域都市計画事業那覇新都心土地区画整理事業に係る書類の送付にかわ る公告(新都心開発課)	633
平成 1 7 ・ 1 8 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受 付について（契約検査室）	634

水道局公告

平成 1 7 ・ 1 8 年度那覇市水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格取 得申請の受付について	635
--	-----

病院管理規程

那覇市立病院公告式規程	636
那覇市立病院企業職員の名札の制式、勤務の記録等に関する規程	637
那覇市病院事業管理者の職務代理者を定める規程の一部を改正する規程	640
那覇市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程	640

教育委員会訓令

那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	642
------------------------	-----

告 示

那 覇 市 告 示 第 4 6 号
平成 1 6 年 1 1 月 8 日
掲 示 済

市道路線の認定・廃止及び変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第10条2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり認定・廃止及び変更をする。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市都市施設管理センター（道路管理室）において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 認定する路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
2361	牧志35号	牧志2丁目782番 牧志2丁目477番14	
2362	牧志36号	牧志3丁目219番 壺屋1丁目80番	
2363	牧志壺屋西線	牧志3丁目107番20 壺屋1丁目563番	

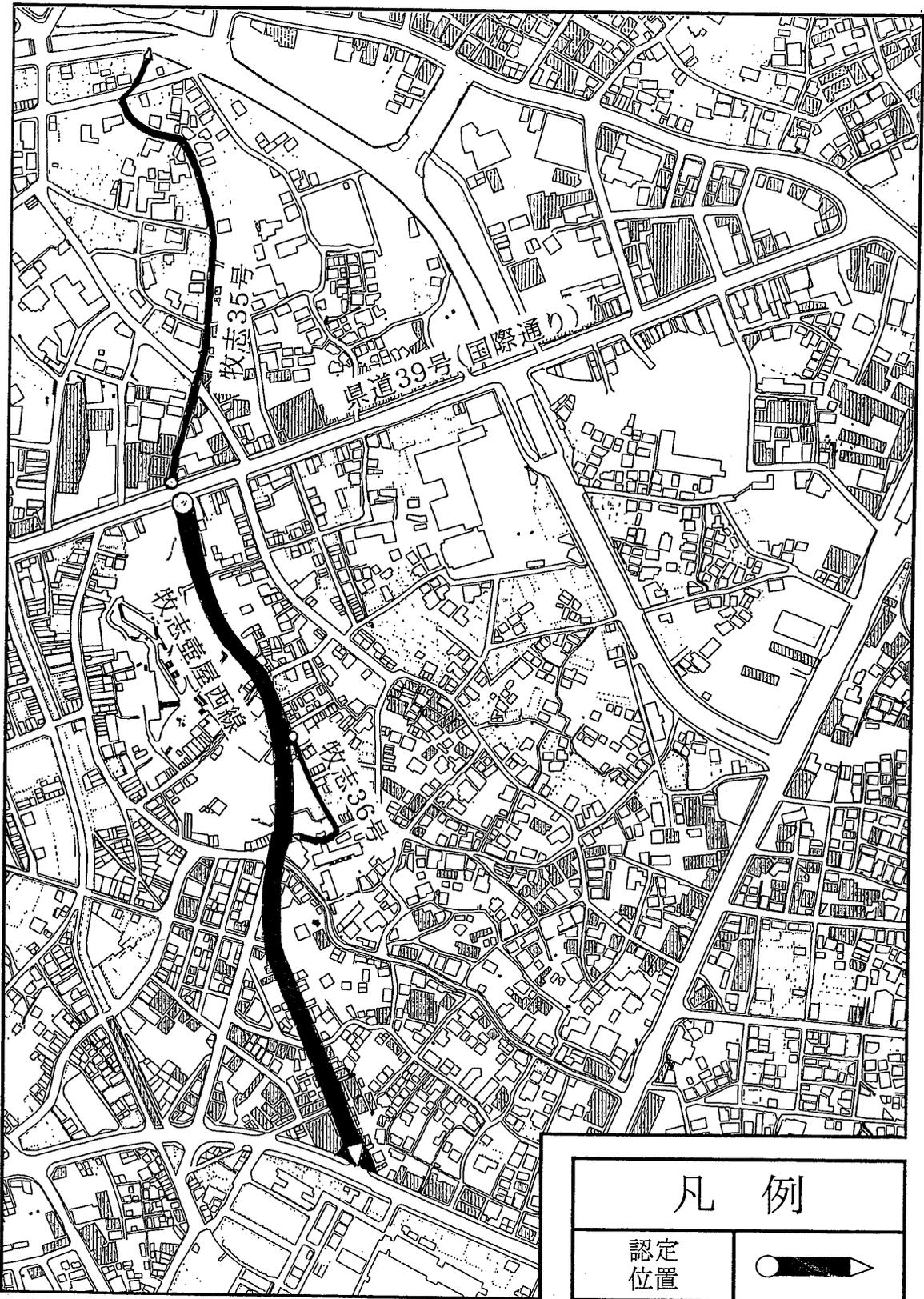
2 廃止する路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	備 考
86	希望ヶ丘公園東側線	牧志2丁目242番 壺屋1丁目80番	

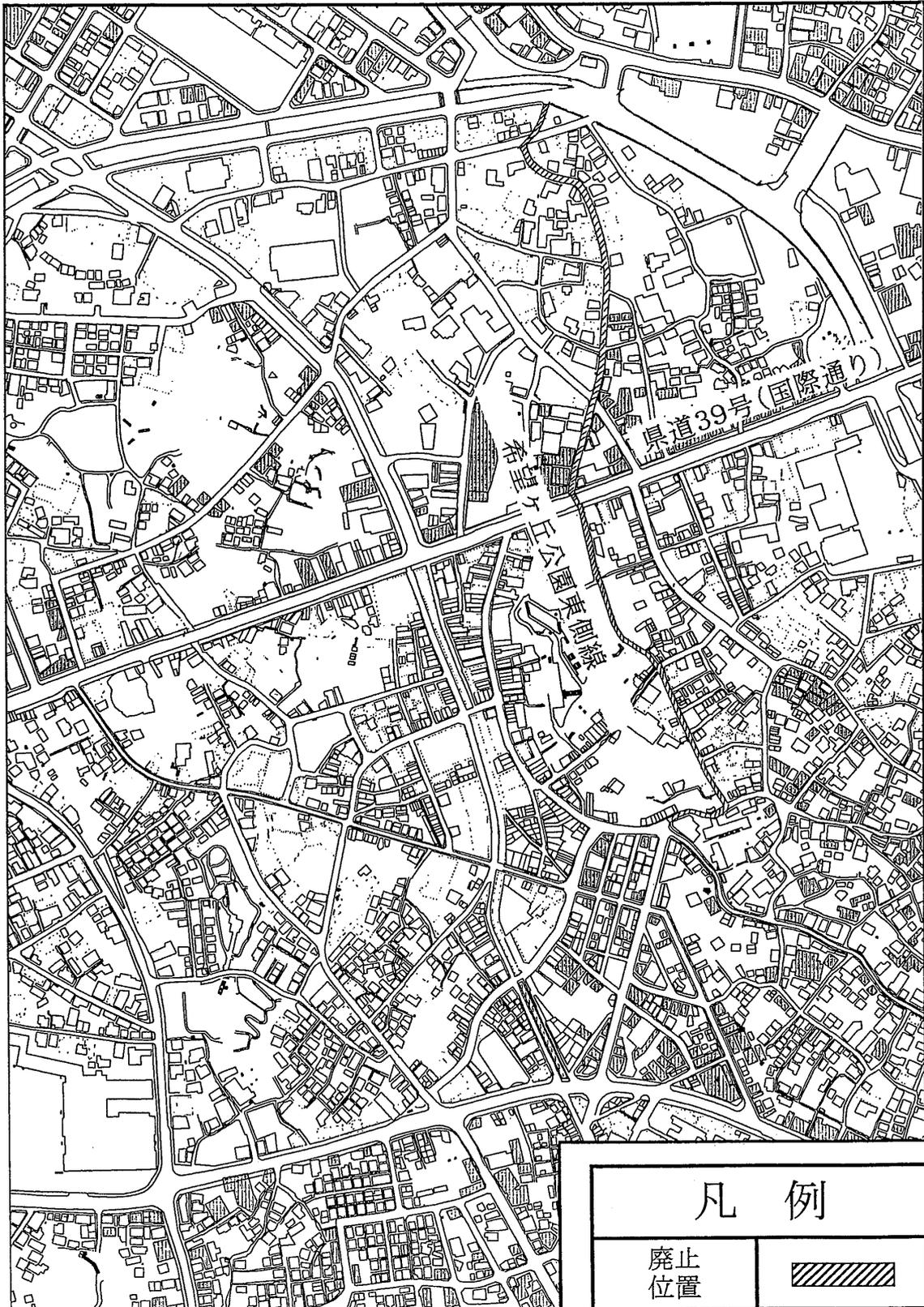
3 変更する路線

整理番号	路線名	変更前	起 点 終 点	変更後	起 点 終 点	備考
91	松尾壺屋線	松尾2丁目1番 壺屋1丁目563番		松尾2丁目1番 壺屋1丁目49番1		
711	壺屋3号	樋川2丁目62番9 壺屋1丁目48番5		樋川2丁目62番9 壺屋1丁目48番19		

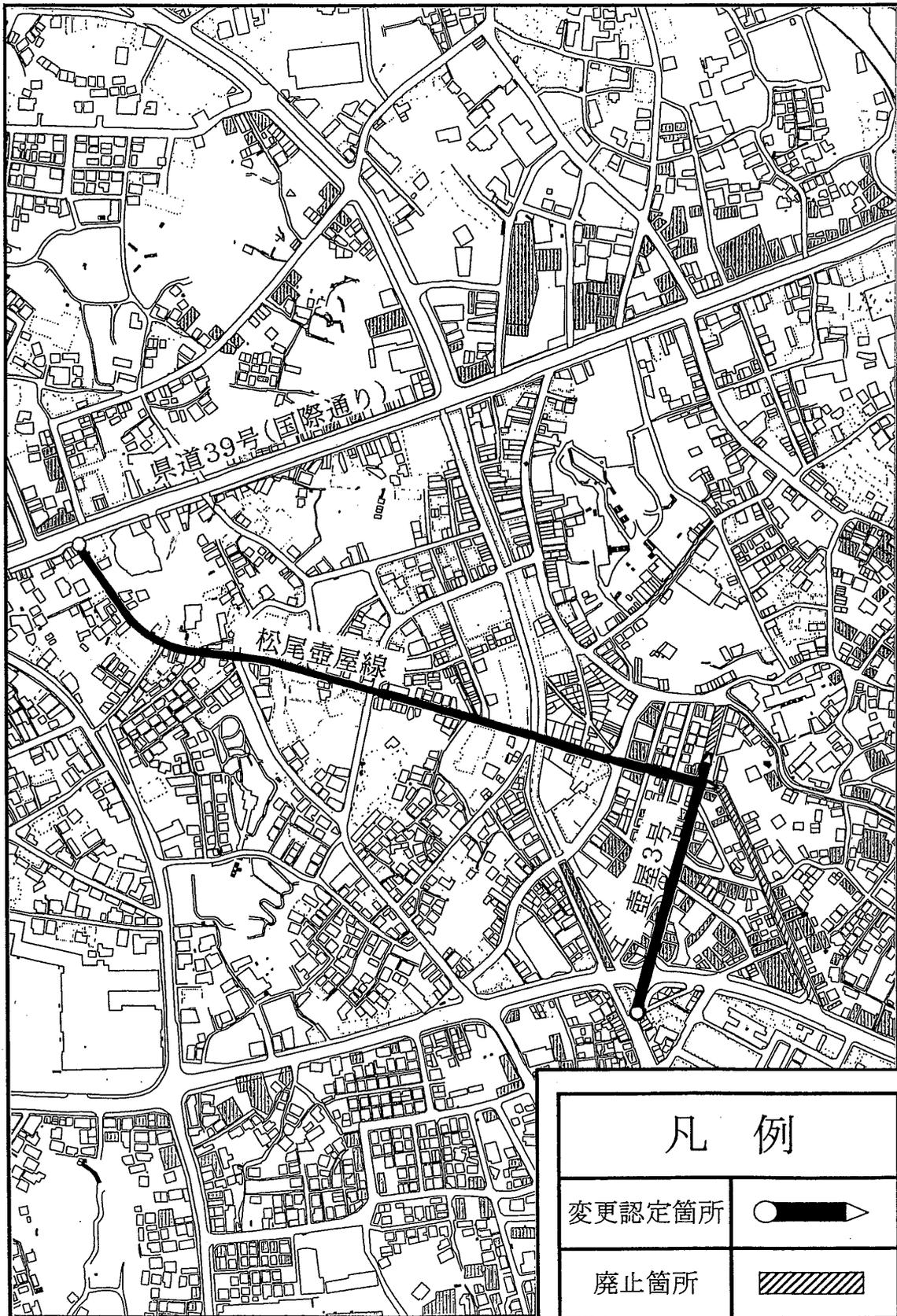
市道路線の認定位置図



市道路線の廃止位置図



市道路線の起終点変更位置図



那覇市告示第 47 号

平成16年11月8日

掲 示 済

市道路線の区域決定・区域変更及び供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域決定・区域変更及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 区域決定をする路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
2361	牧志35号	牧志2丁目782番 牧志2丁目477番14	404.3	5.8	
2362	牧志36号	牧志3丁目219番 壺屋1丁目80番	151.1	4.3	
2363	牧志壺屋西線	牧志3丁目107番20 壺屋1丁目563番	597.0	14.0 ~20.9	

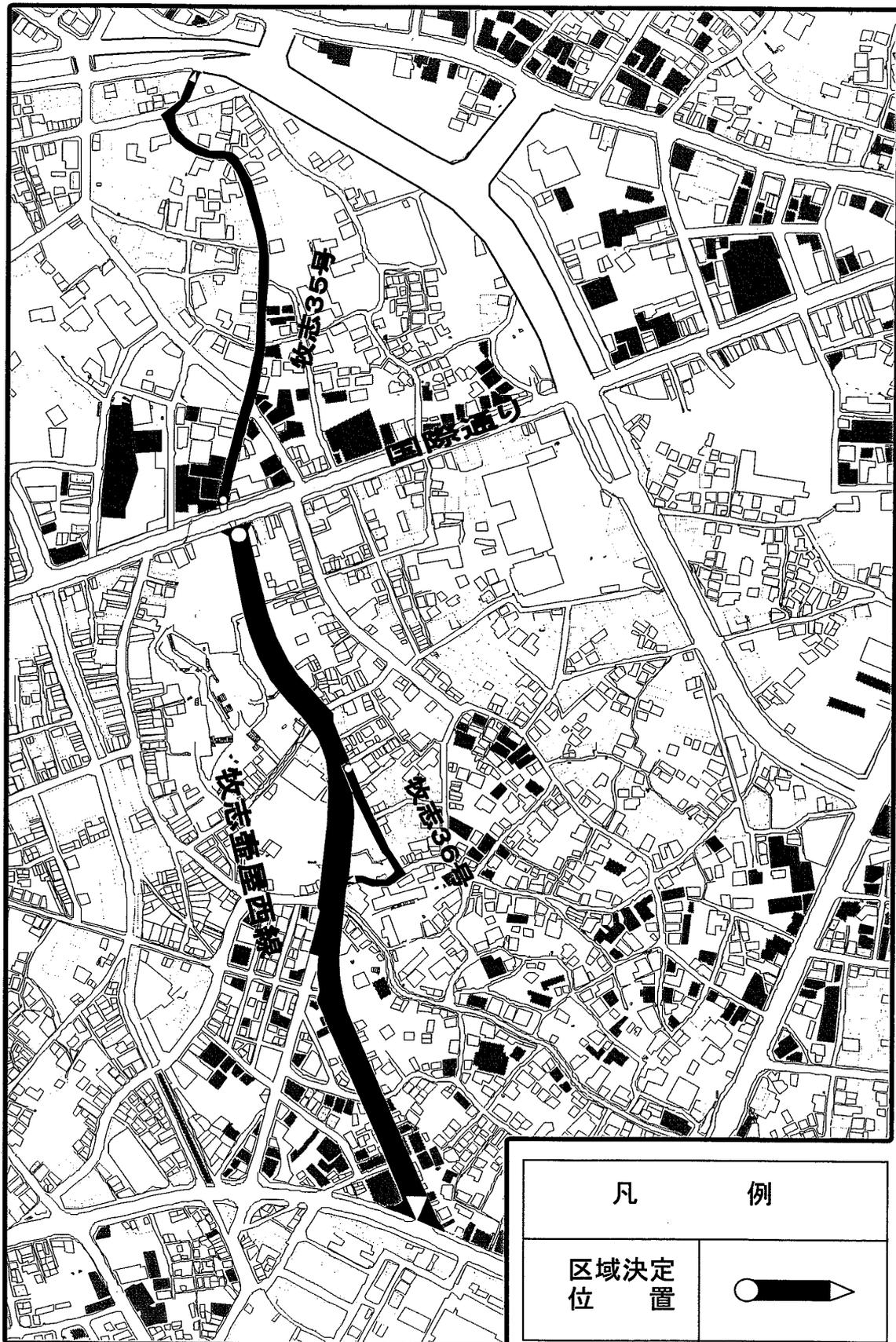
2 区域の変更する路線

整理番号	路線名	新旧	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
91	松尾壺屋線	新	松尾2丁目1番 壺屋1丁目49番1	601.7	6.7	
		旧	松尾2丁目1番 壺屋1丁目563番	806.9	7.1	
711	壺屋3号	新	樋川2丁目62番9 壺屋1丁目48番19	237.3	8.5	
		旧	樋川2丁目62番9 壺屋1丁目48番5	274.1	8.4	

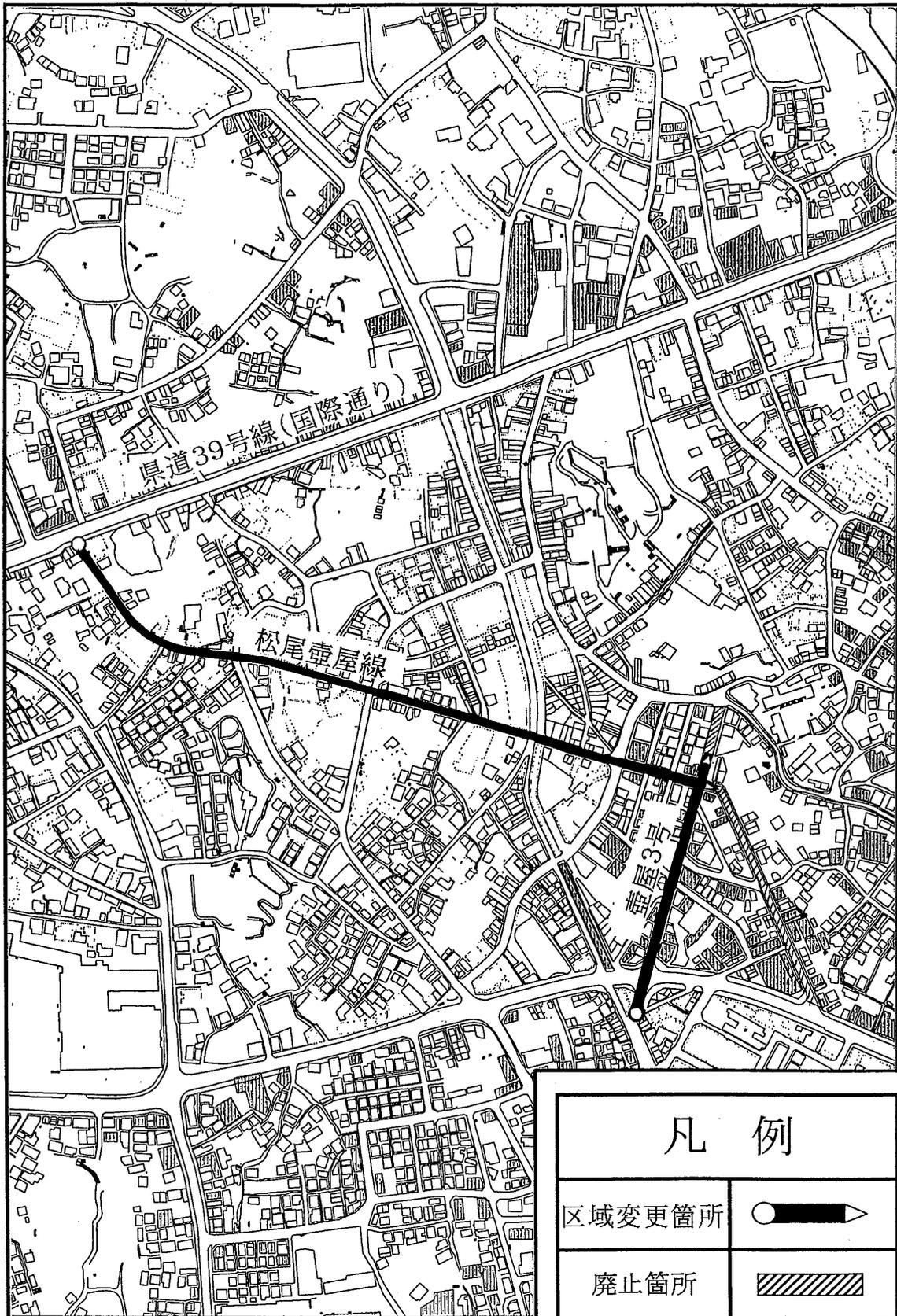
3 供用開始する路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
2363	牧志壺屋西線	牧志3丁目107番20 牧志3丁目116番15	70.0	20.9	
		牧志3丁目116番15 牧志3丁目219番	150.0	4.0 ~5.0	一部供用
		壺屋1丁目80番 壺屋1丁目48番21	50.0	7.6 ~14.0	一部 供用
		壺屋1丁目49番1 壺屋1丁目563番	191.0	8.1	一部 供用

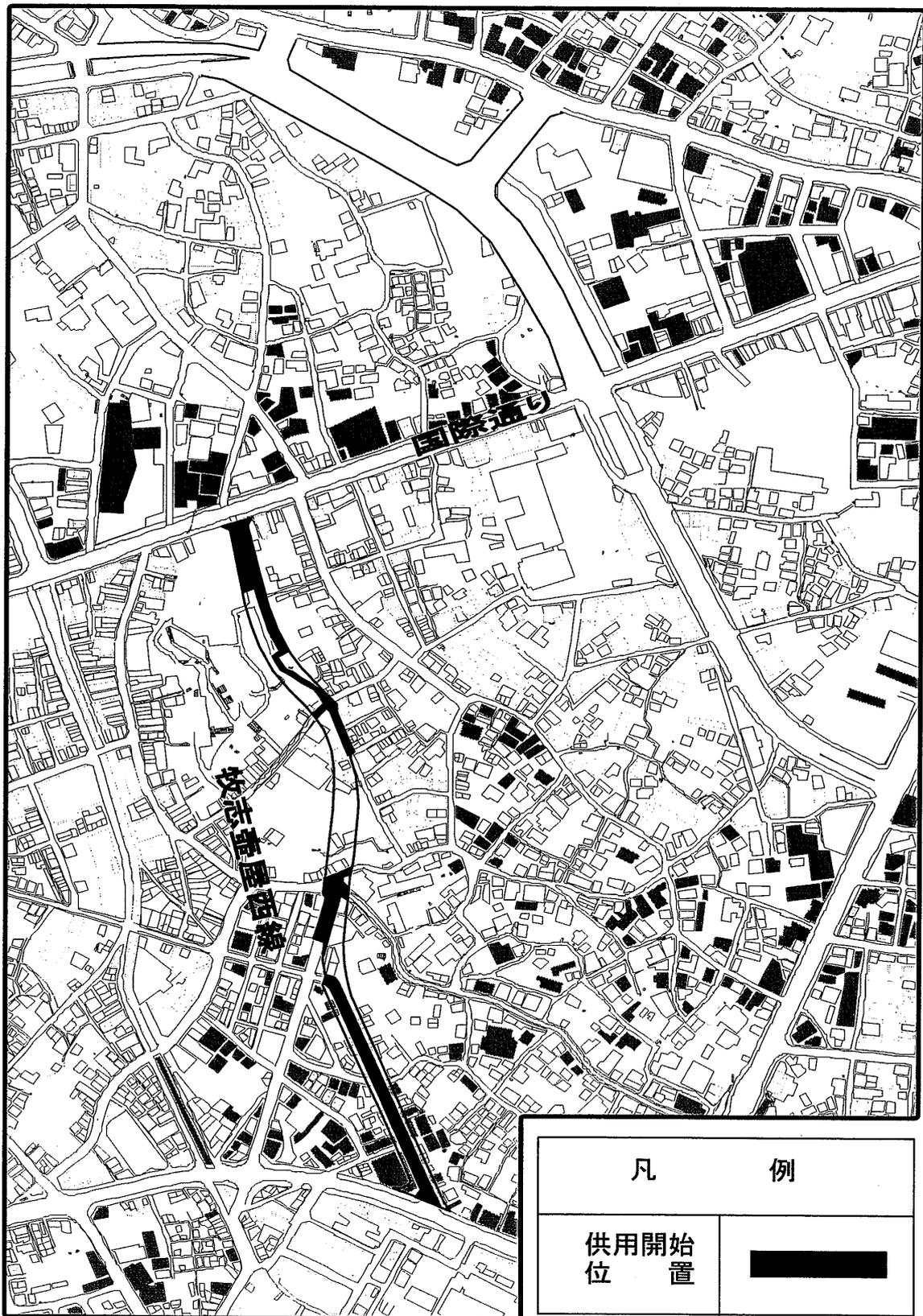
市道路線の区域決定位置図



市道路線の区域変更位置図



市道路線の供用開始位置図



那覇市告示第 48 号
平成16年11月12日
掲 示 済

電線共同溝整備道路の指定について

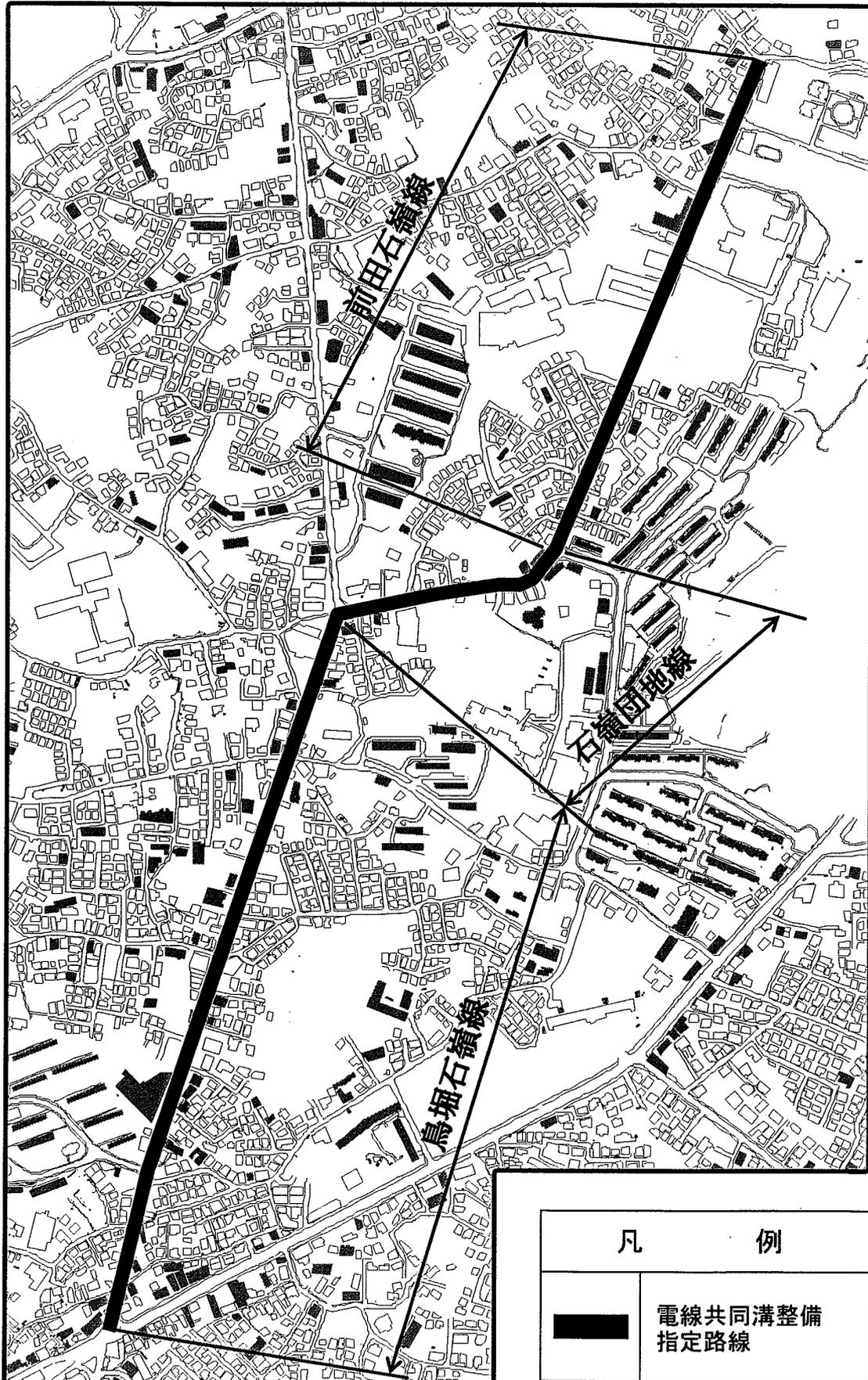
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、市道鳥堀石嶺線、石嶺団地線及び前田石嶺線について電線共同溝を整備すべき路線として指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

電線共同溝整備指定路線

路 線 名	区 間	
鳥堀石嶺線	起点	那覇市首里汀良町3丁目72番8
	終点	那覇市首里石嶺町3丁目219番1
石嶺団地線	起点	那覇市首里石嶺町4丁目1番4
	終点	那覇市首里石嶺町4丁目9番9
前田石嶺線	起点	那覇市首里石嶺町4丁目411番3
	終点	那覇市首里石嶺町4丁目335番

電線共同溝整備道路指定路線位置図



那霸市告示第 49 号
平成16年11月22日
掲 示 済

平成16年(2004年)12月那霸市議会定例会の招集について
平成16年(2004年)12月那霸市議会定例会を次のように招集する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成16年12月1日(水)
- 2 招 集 の 場 所 那霸市議会議場

公 告

那霸市公告第 61 号
平成16年11月16日
掲 示 済

那霸広域都市計画事業小禄南土地区画整理審議会委員選挙の候補者について

平成16年12月19日に執行予定の那霸広域都市計画事業小禄南土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第24条第2項の規定により届け出のあった候補者は次のとおりであり、同令第24条第5項の規定により公告します。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者
高良 忠清 那霸市字小禄42番地
平良 清治 那霸市字小禄942番地3
照屋 幸栄 那霸市金城1丁目6番1号
新垣 隆三 那霸市字小禄1025番地4
上原 信男 那霸市小禄1丁目13番12号
上原 榮吉 那霸市字小禄521番地

2 宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者
候補者無し

那覇市公告第 62 号
平成16年11月16日
掲 示 済

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理審議会委員選挙が無投票になったことについて

平成16年12月19日に執行予定の那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理審議会委員選挙の内、宅地の所有者が選挙する委員及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員については、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第26条の規定により、投票を行わない旨を公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 63 号
平成16年11月18日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市公告第 64 号
平成16年11月22日
掲 示 済

那覇広域都市計画事業那覇新都心土地区画整理事業に係る書類の送付にか
わる公告

標記事業において土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、施行者である独立行政法人都市再生機構が発した下記の者に対する換地処分通知については、送付すべき場所を確知できなかった又は送付したが書類の受領を拒まれたので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかわる通知の内容が平成16年11月22日から平成16年12月2日までの間、下記の場所に掲示されているので、同法第133条第2項において準用する同法第77条第5項の後段の規定により、公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

1 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所
新崎 ナヘ	那覇市字安謝 265 番地
池原 カマド	那覇市壺屋町 213 番地
伊波 興見	登記簿に住所の記載なし
我如古 ゴゼイ	那覇市字天久 1064 番地
澤岬 次郎	那覇市高橋町一丁目 21 番地
桃原 ツル	那覇市高橋町一丁目 27 番地
沖縄住宅公社	那覇市安謝区
垣花 涼子	字安謝 205 番地
漢那 憲修	那覇市おもろまち 1 丁目 2 番 20 - 301 号 ライオス マンション新都心
宮良 透	那覇市字安里 91 番地 1 アーバンレット新都心 704
千原 健治	熊本県熊本市出仲間 4 丁目 3 番 1 号
慶田 喜信	那覇市おもろまち 4 丁目 2 番 27 - 1407 号 L S P おもろまち
富名腰 裕子	那覇市おもろまち 2 丁目 5 番 13 - 205 号 ヌビアおもろまち
松本 荘治	那覇市おもろまち 2 丁目 5 番 13 - 805 号 ヌビアおもろまち

2 通知の内容を掲示している場所

沖縄県那覇市おもろまち 1 丁目 3 番 31 号 那覇新都心メディアビル西棟 3F
独立行政法人都市再生機構 沖縄総合開発事務所

那覇市公告第 71 号
平成 16 年 1 2 月 1 日

平成 17・18 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について

平成 17・18 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
 - (3) 建設工事については、建設業法第 3 条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、建設業法第 27 条の 2 3 に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- 2 申請書(本市様式)及び提出要領の配布期間
平成 16 年 1 2 月 1 3 日(月)～平成 17 年 1 月 1 4 日(金)
- 3 受付期間
平成 17 年 1 月 4 日(火)～平成 17 年 1 月 3 1 日(月)
午前 9 時～午前 11 時 30 分、午後 1 時～午後 4 時 30 分
(ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
- 4 配布場所及び受付場所
都市計画部契約検査室(那覇市銘苅庁舎 5 階)
受付は全て持参の上面談審査になります。
(郵送による受付はいたしません。)
- 5 提出書類
競争入札参加資格審査申請書の提出要領による。
- 6 問い合わせ先
都市計画部契約検査室工事契約班
電話番号 直通 098 - 951 - 3253

水道局公告

那覇市水道局公告第3号

平成16年12月1日

平成17・18年度那覇市水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格取得申請の受付について

平成17・18年度那覇市水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格取得申請の受付を次のとおり行います。

那 覇 市 水 道 事 業 管 理 者
水 道 局 長 高 嶺 晃

1 対象業種及び要件

(1) 水道施設工事

- ア． 建設業法第3条に規定する「水道施設工事業」及び「管工事業」の建設業の許可を受け、2業種とも建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- イ． 本局より「那覇市水道局指定給水装置工事業業者」の指定を受けている者であること。

(2) 水道材料購入

- ア． メーカーと代理店及び特約店の契約を結んでいる者であること。
- イ． 現在那覇市内又は、隣接市町村において営業している者であること。

(3) 漏水調査業務

漏水調査に必要な機械器具等を準備できる者であること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があった後2年を経過していること。

3 申請書類等(本局様式)及び申請要領の配付期間

平成16年12月13日(月)～平成17年1月14日(金)

4 受付期間

平成17年1月4日(火)～平成17年1月31日(月)
午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
(ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

- 5 配付場所及び受付場所
那覇市水道局 水道部 総務課 契約係
(那覇市水道局3階)
受付は全て持参の上面談審査になります。
(郵送による受付はいたしません。)
- 6 申請書類
那覇市水道局入札参加資格取得申請要領による。
- 7 問い合わせ先
那覇市水道局 水道部 総務課 契約係
電話番号 098-832-4171 (内線228)

病院管理規程

那覇市病院管理規程第18号
平成16年12月1日

那覇市立病院公告式規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與儀實津夫

那覇市立病院公告式規程

地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第5項に規定する病院事業管理者の定める規程で公表を要するもの以外の告示及び公告の公示については別に定めるもののほか、那覇市公告式規則(平成16年那覇市規則第39号)の例による。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那霸市病院管理規程第 19 号

平成 1 6 年 1 2 月 1 日

那霸市立病院企業職員の名札の制式、勤務の記録等に関する規程をここに公布する。

那霸市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那霸市立病院企業職員の名札の制式、勤務の記録等に関する規程

那霸市立病院タイムレコーダー規程（平成15年那霸市病院管理規程第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、那霸市立病院企業職員（以下「職員」という。）の名札の制式、勤務の記録等に関して必要な事項を定めるものとする。

（名札の制式）

第 2 条 名札の制式は、別記様式のとおりとする。

（名札の着用）

第 3 条 職員は、勤務時間中名札を衣服の胸部前面の見やすい箇所に着用しなければならない。

（名札の貸与）

第 4 条 名札は、職員となったときに貸与する。

（名札の再貸与）

第 5 条 職員は、名札を損傷し、又は紛失したときは、速やかに名札再貸与願を管理課長に届け出て再貸与を受けなければならない。

2 職員は、前項の規定により名札の再貸与を受けた場合は、実費を弁償しなければならない。ただし、損傷等の理由が特にやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

（名札の返納）

第 6 条 職員は、職員としての身分を失ったときは、速やかに名札を管理課長へ返納しなければならない。

（出勤等の記録）

第 7 条 職員は、出勤時、早退時又は時間外勤務終了による退庁時に、自ら ID カード読取機へ打刻（名札によりその時の時刻をタイムレコーダーシステムへ入力することをいう。以下「打刻」という。）し、出勤時刻等を記録しなければならない。

2 出張その他の理由により打刻できない場合は、事前又は事後速やかに、管理課長に申し出なければならない。

（勤務の記録の表示）

第 8 条 管理課長は、職員の勤務を記録した就業週報を所属長に送付するものとする。

2 所属長は、前項の就業週報を点検し、申請等と照査の上、修正し、速やかに管理課長に提出しなければならない。

3 管理課長は、前項の修正された就業週報により職員の勤務の記録を確定し、別表により表示しなければならない。

(就業月報又は就業年報)

第9条 管理課長は、毎月の確定した職員の勤務を記録した就業月報を、所属長に送付するものとする。

2 管理課長は、前年度における職員の勤務を記録した就業年報を4月30日までに作成しなければならない。

付 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 那覇市立病院企業職員就業規程(平成15年那覇市病院管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第12条中「出退勤等の記録及び名札はい用」を「名札の制式、勤務の記録等」に、「那覇市立病院タイムレコーダー規程(平成15年那覇市病院管理規程第18号)」を「那覇市立病院企業職員の名札の制式、勤務の記録に関する規程(平成16年那覇市病院管理規程第19号)」改める。

別表(第8条関係)

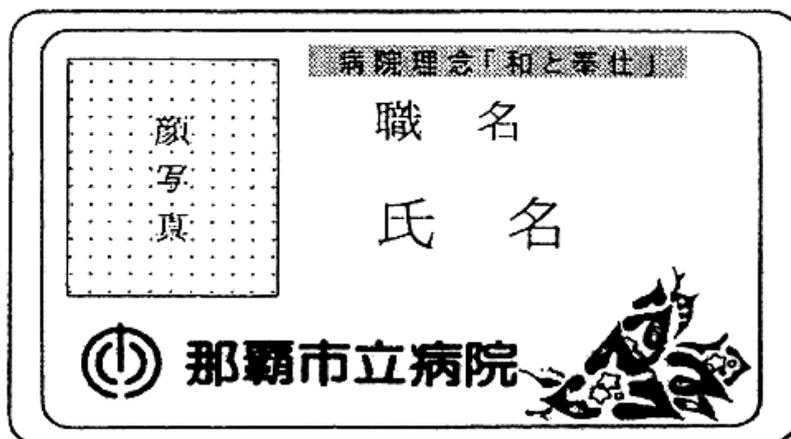
号	記録の種類	表示
1	出張又は赴任	出張
2	研修	研修
3	別勤	別勤
4	週休日	週休
5	週休日の振替え	週振
6	半日勤務時間の割振り変更	週振4H
7	祝日、慰霊の日及び年末年始	祝休
8	休日の代休日	休代
9	動員による代休	動代
10	年次有給休暇	年休
11	公傷病休暇	公傷
12	結核性療養休暇	結核
13	私傷病休暇	私傷
14	出産休暇	産休
15	生理休暇	生理
16	感染症遮断休暇	感染
17	交通遮断休暇	交遮
18	不可抗力休暇	不可
19	事業停止休暇	業停
20	通勤緩和休暇	通緩
21	妊婦健診休暇	妊診
22	育児休暇	育児
23	結婚休暇	結婚
24	出産補助休暇	産補
25	予防接種休暇	予接
26	夏期休暇	夏休

27	スクーリング休暇	スクール
28	忌引休暇	忌引
29	祭日休暇	祭日
30	ドナー休暇	ドナー
31	ボランティア休暇	ボラン
32	介護休暇	介護
33	子の看護休暇	子看
34	11号から前号まで以外の休暇	他休
35	組合休暇	組休
36	職務専念義務免除（旧盆による場合を含む。）	職免
37	停職	停職
38	休職（在籍専従休職を含む。）	休職
39	育児休業又は部分休業	育休
40	欠勤	欠勤

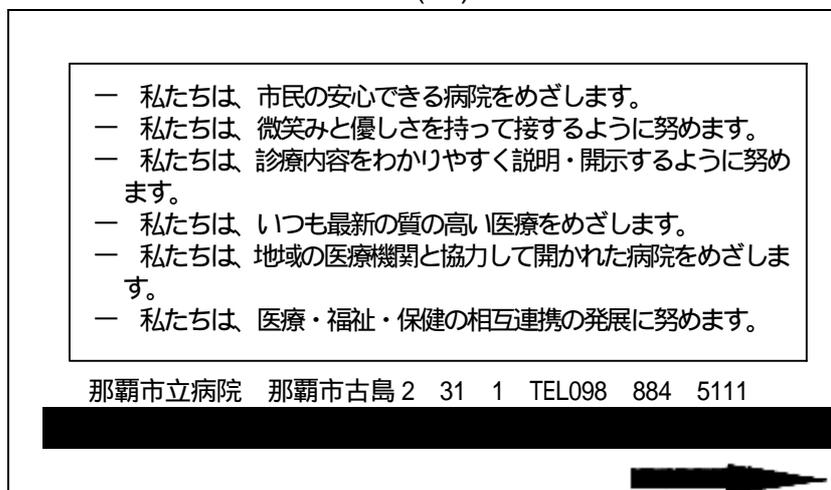
備考 第36号において、リフレッシュ休暇による場合は、リフレと表示する。

別記様式（第2条関係）

(表)



(裏)



寸法 横 85 ミリメートル 縦 54 ミリメートル
 地質 IDカード

那覇市病院管理規程第20号
平成16年12月1日

那覇市病院事業管理者の職務代理者を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與儀實津夫

那覇市病院事業管理者の職務代理者を定める規程の一部を改正する規程

那覇市病院事業管理者の職務代理者を定める規程(平成15年那覇市病院管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1号中「内科を所管する副院長」を「照喜名副院長」に改め、第2号中「他の副院長」を「久高副院長」に改める。

付 則
この規程は、公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第21号
平成16年12月1日

那覇市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與儀實津夫

那覇市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市立病院事務決裁規程(平成15年那覇市病院管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 (2) 財産に関する事項の項に備考として次のように加える。

備考 副院長が専決する事項は、両副院長の共通専決とする。

別表第 1 (5) 契約に関する事項の項中第 6 号を第 9 号とし、第 5 号を第 8 号とし、第 4 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

7	業務委託の予定価格の設定に関すること。		1,000 万円以上	500万円以上 1,000 万円未満	500万円未満	
---	---------------------	--	------------	-----------------------	---------	--

別表第 1 (5) 契約に関する事項の項第 3 号中「借入れ」を「借入契約」に改め、同号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

5	不動産、動産等の借入れの予定価格に関すること。		1,000 万円以上	500万円以上 1,000 万円未満	500万円未満	
---	-------------------------	--	------------	-----------------------	---------	--

別表第 1 (5) 契約に関する事項の項第 2 号中「委託契約」の次に「及び予定価格」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2	請負工事の予定価格の設定に関すること。		2,000 万円以上	150万円以上 2,000 万円未満	150万円未満	
---	---------------------	--	------------	-----------------------	---------	--

別表第 1 (6) その他の事項の項に備考として次のように加える。

備考 副院長が専決する事項は、両副院長の共通専決とする。

別表第 3 中「主務の副院長」を「照喜名副院長」に、「他の副院長」を「久高副院長」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 7 号
平成 16 年 11 月 12 日
施 行 済

那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 新城 洋子

那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市立学校職員服務規程（平成3年那覇市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「那覇市教育委員会職員出勤簿整理規程（平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第2号）第5条」を「那覇市教育委員会職員の勤務の記録に関する規程(平成16年那覇市教育委員会教育長訓令第10号)別表(第3条関係)」に改める。

付 則

この訓令は、平成16年11月15日から施行する。